

第41号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「放射線科」の次に「、病理診断科」を加え、同項病床数（床）の欄中「633」を「588」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。